

# 平成22年度決算における健全化判断比率等の概要

## 総括表

(1)健全化判断比率（地方公共団体の財政の健全性に関する指標）

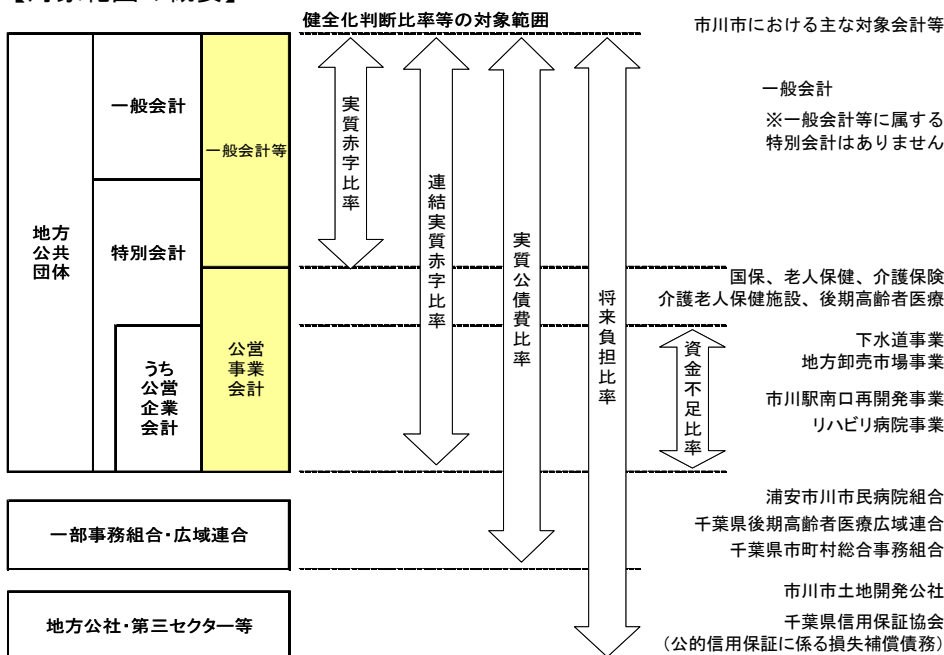
指標名	内容	対象範囲	22年度算定結果	財政健全化法	
				早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する割合	一般会計等	－%	11.25%	20%
連結実質赤字比率	公営企業会計を含む、すべての会計を連結した実質赤字額の標準財政規模に対する割合	一般会計等 公営事業会計	－%	16.25%	35%
実質公債費比率 (3ヵ年平均)	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合	一般会計等 公営事業会計 一部事務組合 広域連合	2.3%	25%	35%
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合	一般会計等 公営事業会計 一部事務組合 広域連合 地方公社 第三セクター等	18.0%	350%	

(2)資金不足比率（地方公営企業の経営の健全性に関する指標）

指標名	内容	対象範囲	22年度算定結果	財政健全化法	
				経営健全化基準	－
資金不足比率	各公営企業における資金不足額の事業規模（事業収入）に対する割合	下水道事業会計	－%	20%	
		卸売市場事業会計	－%		
		南口再開発事業会計	－%		
		病院事業会計	－%		

※「22年度算定結果」欄の実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率の値が「－%」となっているのは、本市の各会計が黒字であり、算定の基礎となる赤字額及び資金不足額がないことによるものです。

### 【対象範囲の概要】



**実質赤字比率**

【一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する割合】

## 【算定式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む数値)}}$$

## 【22年度状況】

指標名	早期健全化基準		財政再生基準
	基準範囲	市川市に適用される基準	
実質赤字比率	11.25%～15.00%	11.25%	20%
平成22年度決算に基づく市川市の実質赤字比率			— % (比率≤0の場合、—)

※実質赤字比率の早期健全化基準は標準財政規模に応じて定められており、本市の場合は11.25%です。

## 【説明】

毎年4月に始まり翌年3月に終わる地方公共団体の一般会計年度における歳出は、歳入の範囲内で行うことが原則であり、歳入が歳出に不足する事態となり赤字を生じることが、望ましくありません。

仮に、歳入不足・赤字が解消できない場合には、翌年度歳入の繰上充用や当該年度の歳出予算に計上した事業を翌年度に繰り越すこと（歳入不足に起因する事業の繰越し）となりますが、翌年度においてもその分の歳入確保又は歳出の削減ができなければ、更に繰り越され、赤字額が累増していくこととなります。

地方公共団体の中心的な行政サービスを担う一般会計等について算定を行う「実質赤字比率」は、このように当該年度の歳入不足により支払うべき債務を繰り延べたり、執行すべき事業を繰り越したりしたものがあれば、これらを含めた赤字額を「実質赤字額」として算定し、この額を地方公共団体の一般財源（地方税や地方交付税等）の標準的な規模を表す標準財政規模で除した比率であり、一般会計等における赤字の深刻度を把握するための指標です。

実質赤字比率については、この比率が高ければ高くなるほど、赤字の解消が難しくなり、より多くの歳出削減策や歳入の増加策を講じる必要が生じるとともに、解消の期間も長期間にわたるなど深刻な事態に陥ることとなりますが、本市の22年度決算につきましては、実質赤字の発生がないことより、当該比率の表記につきましては、上段の枠内に示したように、実質赤字額がないことを示す「—」となっています。

なお、本市の一般会計等における実質黒字額の状況をご覧いただくため、参考として実質赤字額の反対概念となる「実質収支額」を分子として標準財政規模と比較したものを、下段の枠内に実質赤字比率の算定結果としてマイナス%で表示をしています。

## 【実質赤字比率の算定結果】

22年度実質赤字比率	=	$\frac{3,370,483 \text{ 千円}}{78,928,434 \text{ 千円}}$	=	△ 4.27 %
------------	---	--	---	----------

※収支が黒字のため、算定比率はマイナス表示としています。（前年度比率： △ 6.51 %）

**連結実質赤字比率** 【すべての会計を連結した実質赤字額(資金不足額)の標準財政規模に対する割合】

【算定式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む数値)}}$$

【22年度状況】

指標名	早期健全化基準		財政再生基準
	基準範囲	市川市に適用される基準	
連結実質赤字比率	16.25%～20.00%	16.25%	35%
平成22年度決算に基づく市川市の連結実質赤字比率		— % (比率≤0の場合、—)	

※連結実質赤字比率の早期健全化基準は標準財政規模に応じて定められており、本市の場合は16.25%です。

【説明】

地方公共団体の会計は、市税、地方交付税などの一般財源を支出の主な財源とする一般会計のほか、料金収入等を主な財源として事業を実施する病院事業会計、下水道事業会計などの公営事業会計があり、料金収入等で解消できない赤字があれば、地方公共団体としてその赤字に対処しなければならないため、公営事業会計などの経営状況が一般会計に与える影響についても捉える必要があります。このため、地方公共団体のすべての会計の赤字額と黒字額を連結(合算)して、当該地方公共団体全体としての赤字額を、当該団体の標準財政規模の額で除し、地方公共団体全体として見た赤字額の深刻度を把握するものが「連結実質赤字比率」です。

本市における各会計の収支状況は、中段の「各会計の状況」に示したとおりであり、赤字を生じている会計はありませんので、連結実質赤字比率につきましても、実質赤字比率と同様に連結実質赤字額がないことを示す「—」となっています。

なお、本市全体としての黒字額の程度をご覧いただくため、参考として、最下段に連結実質赤字額の反対の概念となる各会計の実質収支額及び剰余額の合計を分子として標準財政規模と比較したものを連結実質赤字比率の算定結果としてマイナス%で表示をしています。

【各会計の状況】

会 計 名	実質収支額・剰余額
一般会計	3,370,483 千円
国民健康保険特別会計	604,032 千円
下水道事業特別会計	198,439 千円
地方卸売市場事業特別会計	3,891 千円
老人保健特別会計	0 千円
介護老人保健施設特別会計	26,129 千円
介護保険特別会計	34,143 千円
市川駅南口地区市街地再開発事業特別会計	56,063 千円
後期高齢者医療特別会計	12,223 千円
病院事業会計	2,008,247 千円
合 計	6,313,650 千円

【連結実質赤字比率の算定結果】

$$22\text{年度連結実質赤字比率} = \frac{6,313,650 \text{ 千円}}{78,928,434 \text{ 千円}} = \Delta 7.99 \%$$

※収支が黒字のため、算定比率はマイナス表示としています。(前年度比率:  $\Delta 11.21 \%$ )

**実質公債費比率** 【一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合】

【算定式】

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

の3カ年平均  
※標準財政規模は、臨時財政対策債発行可能額を含む

【22年度状況】

指標名	早期健全化基準		財政再生基準
	基準範囲	市川市に適用される基準	
実質公債費比率	25%	25%	35%
平成22年度決算に基づく市川市の実質公債費比率			<b>2.3%</b>
			(前年度の比率 2.2%)

【説明】

地方公共団体の一会計年度を超える長期の借入金を地方債といい、この返済に充てる元利償還金等を公債費といいます。

一般会計における公債費は、当然一般会計の義務的負担となりますが、下水道事業などの他会計における公債費支出に対して一般会計から繰り出す経費などもあり、これについても一般会計の負担額として捉える必要があります。

また、債務負担行為における今後の支出額なども一般会計の義務的負担となります。このため、こうした公債費に準じた経費も公債費に加算し実質的な公債費を算出のうえ、一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模を基本とした額（※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額）と比較して指標化したものが「実質公債費比率」です。

実質公債費比率の算定につきましては、公債費や公債費に準じた経費を標準財政規模を基本とした額で除したものの3カ年間の平均値で表すこととされており、22年度決算における3カ年平均値は、下段の実質公債費比率の算定結果に示したとおり、2.3%（単年度の比率は2.81248%）となっています。

なお、本年度の比率は、前年度の2.2%に比べ0.1ポイント増加していますが、良好な値を示しており、これは主に「東京ベイ・浦安市川医療センター整備事業補助金」の債務償還に伴う支出の増などによるものです。

【実質公債費比率の算定結果】

22年度実質公債費比率(3カ年平均)	=	$\frac{7.08550}{3} \%$	=	2.36183 %	=	2.3 %
<small>小数点以下二桁切捨て</small>						
22年度実質公債費比率(単年度)	=	$\frac{2,011,289}{71,513,061} \text{ 千円}$	=	2.81248 %	(20)	3.28316
					(21)	0.98986

**将来負担比率**

【一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合】

## 【算定式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る標準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る標準財政需要額算入額})}$$

※標準財政規模は、臨時財政対策債発行可能額を含む

## 【22年度状況】

指標名	早期健全化基準		財政再生基準
	基準範囲	市川市に適用される基準	
将来負担比率	350%	350%	-
平成22年度決算に基づく市川市の将来負担比率			<b>18.0%</b>

※将来負担比率に係る財政再生基準は定められておりません。(前年度比率: 32.3%)

## 【説明】

地方公共団体の一般会計が将来支払っていく負債には、一般会計における地方債（地方公共団体の長期の借入金）残高のほか、一般会計で負担すべき職員の退職手当、債務負担行為のように借入金ではないものの契約等で将来の支払いを約束したもの、下水道事業債のように公営企業等における地方債残高で一般会計が負担するもの（一般会計からの繰出金に含まれる）などがあります。

また、土地開発公社の負債や第三セクターの負債のうち地方公共団体がその損失補償をしているものについては、公社や第三セクターの経営状況によっては、一般会計等で負担しなくてはならないこともありえます。

このような一般会計等が将来的に負担することが予想される実質的な負債にあたる額、「将来負担額」を把握し、この将来負担額から負債の返済に充てることができる基金等を差し引いたうえ、その団体の標準財政規模を基本とした額で除したものが「将来負担比率」です。

この比率が高い場合は、当該団体の標準財政規模に比べ、大きな将来負担額を抱えているということになり、財政運営上の問題が生じる可能性が高くなる場所ですが、本市22年度決算の値につきましては、債務負担行為に基づく支出予定額の減少などにより、下段の将来負担比率の算定結果に示したとおり18.0%と良好な値を示しています。

## 【将来負担比率の算定結果】

22年度将来負担比率	=	$\frac{12,874,089 \text{ 千円}}{71,513,061 \text{ 千円}}$	=	18.0 %
------------	---	---	---	--------

## 資金不足比率

【各公営企業における資金不足額の事業規模(事業収入)に対する割合】

### 【算定式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

### 【22年度状況】

下水道事業特別会計(法非適用企業)			
指標名	経営健全化基準		再生基準
	基準範囲	市川市に適用される基準	
資金不足比率	20%	20%	-
平成22年度決算に基づく下水道事業特別会計の資金不足比率			— % (比率≤0の場合、-)

地方卸売市場特別会計(法非適用企業)			
指標名	経営健全化基準		再生基準
	基準範囲	市川市に適用される基準	
資金不足比率	20%	20%	-
平成22年度決算に基づく地方卸売市場特別会計の資金不足比率			— % (比率≤0の場合、-)

市川駅南口地区市街地再開発事業特別会計(法非適用企業)			
指標名	経営健全化基準		再生基準
	基準範囲	市川市に適用される基準	
資金不足比率	20%	20%	-
平成22年度決算に基づく市川駅南口地区市街地再開発事業特別会計の資金不足比率			— % (比率≤0の場合、-)

病院事業会計(法適用企業)			
指標名	経営健全化基準		再生基準
	基準範囲	市川市に適用される基準	
資金不足比率	20%	20%	-
平成22年度決算に基づく病院事業会計の資金不足比率			— % (比率≤0の場合、-)

### 【説明】

資金不足比率は、一般会計等における実質赤字額に相当する各公営企業会計における資金不足額を各公営企業の事業規模で除した比率で、この比率が高ければ、各会計の事業規模に比べ累積された資金不足が生じていることとなり、公営企業としての経営状況に問題があることとなります。

本市において公営企業会計に分類される会計は、下水道事業特別会計、地方卸売市場事業特別会計、市川駅南口地区市街地再開発事業特別会計、病院事業会計の4会計であります。これらの会計の22年度決算につきましては、すべて剰余金(黒字)が発生している状況にありますので、資金不足比率の表記につきましては、一般会計等における実質赤字比率と同様に資金不足額がないことを示す「-」表記となっております。

なお、各公営企業会計における剰余額(黒字額)の程度をご覧いただくため、各会計の剰余額を分子として事業規模と比較したものを資金不足比率の算定結果として、下段の枠内にマイナス%で表示しています。

### 【資金不足比率の算定結果】

下水道事業会計	198,439 千円 ÷ 5,240,047 千円 = Δ 3.78 %	(前年度比率) (Δ4.76%)
地方卸売市場会計	3,891 千円 ÷ 95,982 千円 = Δ 4.05 %	(Δ2.91%)
南口市街地再開発会計	56,063 千円 ÷ 231,407 千円 = Δ 24.22 %	(Δ818.94%)
病院事業会計	2,008,247 千円 ÷ 1,242,925 千円 = Δ 161.57 %	(Δ139.95%)

※各公営企業会計の収支が黒字であるため、算定比率はマイナス表示としています。